令和７年度第３回高松市入札監視委員会の結果について

１　開催日時　令和８年２月１２日（木）午後３時３０分から午後４時４８分まで

２　開催場所　高松市役所　１３階　大会議室

３　出席者　　委員５名

（１）委員

委員長	天　谷　　研　一	（香川大学経済学部教授）
委員	鈴　木　　達　也	（香川大学創造工学部准教授）
委員	塚　本　　秀　和	（公認会計士・税理士）
委員	富　家　　佐也加	（弁護士）
委員	横　井　　里　保	（香川大学法学部准教授）

（２）市側出席者

中島財政局次長（契約監理課長事務取扱）、森岡契約監理課技術検査室長、須藤契約監理課長補佐、吉松契約監理課工事契約係長、荻田契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、籠島契約監理課技術検査室検査担当課長補佐、宮脇人権・男女共同参画推進課長、内海人権・男女共同参画推進課長補佐、上原建築課長、亀井建築課長補佐、福崎建築課長補佐、管原建築課長補佐、木村みんなの病院事務局総務課長、藤澤みんなの病院事務局総務課施設・設備係長、溝渕スポーツ振興課長、小川スポーツ振興課長補佐、伊賀河港課主幹、貝原河港課港湾係主査

４　会議の概要

（１）委員長の互選

（２）委員長職務代理者の指名

（３）報告

市発注工事等の入札・契約状況などについて

ア　工事等の発注状況について

令和７年９月から１２月までの工事及び建設コンサルタント業務などの発注状況について報告を受けた。

工事

一般競争入札　３８件　公募型指名競争入札　５７件　指名競争入札　０件

随意契約　２件　随意契約（緊急工事）　１６件

合計　　１１３件　約３３億６，２００万円

建設コンサルタント業務

公募型指名競争入札　９件　随意契約　９件

合計　　１８件　　約１億７，８００万円

イ　指名停止の状況について

令和７年９月から１２月までに行った指名停止等の状況について報告を受けた。

合計　２者

（４）審議（抽出事案について）

令和７年９月から１２月に開札を行った工事等のうち、委員会があらかじめ契約方式別に以下の４件の工事等の事案を抽出し、指名の経緯などについて審議した結果、いずれの事案も指摘に相当する問題点はなかった。

抽出事案

ア　上天神文化センター大規模改修工事

一般競争入札　　建築一式工事

イ　高松市立みんなの病院屋外倉庫建設工事

公募型指名競争入札　　建築一式工事

ウ　亀水運動センター受変電設備等改修実施設計業務委託

公募型指名競争入札　　建築関係建設コンサルタント

エ　大島港改修工事（１０工区）

随意契約　　土木一式工事

（５）　その他

次回の会議の日程　令和８年６月（予定）

５　質疑応答（要旨）

質　問・意　見	回　答
「指名停止の状況について」 ・落札決定後に契約締結を辞退し、不正又は不誠実な行為に該当するとして指名停止となっている案件は、本会議の抽出対象案件と同一の工事か。	・随意契約から抽出されている「大島港改修工事（１０工事）」と同一の案件である。
・現場代理人を配置できないという状況は、一般競争入札の手続の中で予測できなかったのか。	・今回は、落札までに他工事に当該技術者を配置する必要が生じ、本工事への配置ができなくなった。 この事実発生から本工事の落札決定までの期間が短く、落札前の辞退ができなかったことや、業者は現場代理人の常駐義務緩和が適用されると想定していた

	が、条件に合わず兼務不可となったことからこのような事態となった。
「工事等の発注状況について」 ・工事等の契約金額の増について、前年との差は大型案件の発注があったためとの説明があったが、近年の物価や工事費の上昇の影響はあるか。	・前年との比較では上昇率は大きくないとみられる。５～１０年単位で比較すると、１．５～１．８倍に上昇している時期もある。 市の積算が市場に追い付いていないこともあり、金額が合わず入札を見送る業者も見受けられる。 これに対してはスライド条項があるが、そのような制度があってもこの金額では施工できない、という理由で不調の要因となっている。 特に建築関係は資材が占める割合が高く、物価上昇が大きく影響しているため、懸案事項の１つとして考えている。
・実際のコストの上昇に工事の予定価格が追い付いていない場合がある、ということか。	・そのような場合もあれば、業者によっては、ストックしている資材を使用し施工する予定で積算をした結果、最低制限価格を下回り失格となるケースもある。
「上天神文化センター大規模改修工事」 ・施工内容が多岐に渡る大規模改修工事であるが、応札１者となっているのは工事の内容が影響したためか、他に何か要因があるのか。	・工事の内容は特殊なものではない。 応札可能業者は２７者程度を見込んでいたが、発注時期が９月であり、大手業者は既に他の大規模工事を受注していること、同一敷地内に児童館等を含む仮設文化センターがあり、工事車両の導線確保・施設利用者の安全確保の点において、通常の現場より施工が難しいことなどから入札を見送った業者が多かったのではと考えている。

・仮設文化センターは他業者が施工するのか。	・仮設文化センターは別途リースのため本工事には含まれていない。 安全確保のために仮設の盛替え工事が必要になるため、応札が少なかったと思われる。
・高松市ファシリティマネジメント推進基本方針に基づき内装や外装を大規模に改修しているが、建設後４１年経過した建物が本工事によりどの程度長寿命化が図られるか。次の維持管理の計画は。	・これまでに改修された建物のコンクリートの調査結果より、コンクリートの劣化具合を確認し、中性化が進んでいれば延命化は難しいという判断となるが、あまり進んでいないものも多く、しっかりと改修すれば延命が可能である。 ・ファシリティマネジメントの観点からは目標耐用年数を７０年としており、大規模改修実施後は１５年ごとの修繕を計画している。 文化センター、児童館の改修計画は平成２５年に策定したもので、今回の上天神文化センターは市内の文化センター６館の内、最後の改修となる施設である。
・発注時期が９月で、大手企業が既に他の大規模工事を受注しているとのことであったが、それは高松市発注工事か。県や国の工事か。	・高松市内の大手業者であれば、多くは高松市と香川県から発注される案件を受注しているが、坂出市や丸亀市の工事を受注している場合もある。
・香川県や県内他市との業者の取り合い、競争の側面もあるということか。	・そのような側面もある。 企業としては施工可能であるが、全国的に建設業界全体で技術者不足の問題があるため、可能であれば早めに発注している状況である。
・応札者数が多くなるよう、発注時期の工夫はできないか。	・大型案件は可能な限り年度当初早めの発注を行っている。本工事は市議会の議決

	が必要な案件となるため、議会の開催時期を踏まえて計画的に設計しているが、限られた職員数で設計を行うため、金額の規模だけではなく緊急度も勘案して優先順位を決める必要がある。極力、早めの発注を心がけている。
・業者は各案件の発注時期を事前に知っているのか。	・毎年４月、９月に発注予定を公表しており、業者はそれにより発注時期を把握することが可能である。継続して工事を受注するために、業者側は様々な状況に応じて入札参加の計画を立てている。
・これまでは入札参加資格者名簿に掲載されている市内企業に応札可能業者がある程度いれば市内企業を対象とする運用であったが、人手不足が深刻化する状況を踏まえて、準市内企業も視野に入れるような運用を選択肢に入れた方が競争性を保てるのではないか。	・市内企業の育成等の理由から、市内企業優先というルールがある。 競争性の確保と市内企業優先とのどちらに重きを置くかの判断は難しい部分もあるが、現在は市内企業優先を基本としている。 この先さらに技術者不足が進行し、予定価格に近い落札が続くなど、競争性が保たれていないと判断されるようになる場合は対策が必要なので、引き続き、検討を行っていく。
「高松市立みんなの病院屋外倉庫建設工事」	
・５者の応札があったが、今回の再募集の際、どの部分を変えて募集を行ったのか。	・前回の募集時は、建築工事の格付けＢの業者を対象としていたが、再募集時には格付けＡの業者も対象とし、上のランクの業者も入札に参加できることとした。
・今回の応札者には格付けＢの業者も３者いるが、これは募集時期によるものか。	・前回の募集時は、４者から参加申請があり、１者は辞退、１者は予定価格を超過し、２者は最低制限価格を下回った。 資材部分について、高く積算した業者と

	低く積算した業者で明確に分かれたようである。 １回目に参加申請のあった業者は、再募集の際、参加しない可能性があるため、格付けＡの業者まで対象を広げるという判断をした。 今回は格付けＡの業者が２者、落札した業者も新たに参加してきた業者であるため、格付けを緩和した効果はあったと思う。
・価格については見直していないか。	・見直していない。 参加申請者が少なかった要因としては、病院の駐車場を通っての施工となるため、利用者の安全確保、導線確保が重要となり、その点から参加を見送った業者が多かった可能性がある。
・入札結果がウェブシステムで公開されているが、１度目不調となった際の入札結果の公表は再募集の前に行ったのか。	・再募集より前に入札結果を公開している。ただし、予定金額等は公表せず、不調という結果のみが公開されているため、予定価格等の金額が明確になることはない。
・再募集で落札した場合、遡って１度目の入札結果でも金額が明示されるのか。	・システム上、１度目の入札結果は、不調の表示のままで変わらない。 不調となった場合、案件としては一旦そこで完結するため、新たな案件として再募集する際に、予定価格が見直されていたのかは分からないようになっている。
・１度目の入札結果の公表の際、応札のあった業者の応札価格は公表されていて、失格と予定価格超過となった入札金額が分かるため、この入	・入札結果を確認することで、ある程度の推測は可能と思われる。

札結果を見ると、予定価格の推測ができるのではないか。	
・１度目の入札結果を見て、業者はかなり価格を絞って入札してくると考えられるか。予定価格が変更しているかどうかは分からない、という状況か。	・そのような状況である。
・発注の際の条件・内容が変わっていなければ予定価格も変わらないだろうと業者は判断するのか。	・そのように判断すると思われる。 内容に変更があったとしても、単価が最新のものに入れ替わった程度のものと判断するだろう。
・１度目で失格となった２者が、２度目では参加していない。受注の意思があったのであれば再度参加してもいいように思うが、再募集の時期には別の案件を受注したからなのか。	・その可能性はある。
「亀水運動センター受変電設備等改修実施設計業務委託」	
・３者から応札があり、９９％を超える落札率となっている。予定価格に近い落札となった結果に対する分析は行っているか。	・建築と比較し、設備系のコンサルタント業務は平均的に落札率が高い傾向にある。 要因としては、設備の改修が新築に比べて不確定要素が多く、特に本案件のような受変電設備の改修は、既存の設備との整合性を考慮することや電力協議が必要となってくるため、業者はコストを高く見積っている。このような不特定要素が発生した際に対応できるよう、入札金額を高めに設定していることが多いと分析している。 令和６年度においては、建設コンサルタント業務の落札率は、平均９１％少々であるが、設備系コンサルタント業務は

	９８．３％である。 今年度においても、通常の建設コンサルタント業務は９２％程度であるのに対し、設備系は９９．４８％である。 建設コンサルタント業務は、民間の業務が９割以上を占めており、公共工事は受注する余力があり、高く落札できるのであれば受注しようと考えられているように感じる。
・応札のあった全者が予定価格にかなり近い金額で入札してきているのは、予定価格を正確に予測しているということか。	・予定価格が事前公表であるため、その価格を見て入札している。
・他案件で落札率１００％という結果があったと思うが、その案件についても予定価格ぴったりで入札し、落札したということか。	・そうである。 再募集の場合は、競合他者がいないと推測し、業者は予定価格ちょうどの金額で入札する。 また、業者から市の設定する予定価格は安い、という声もあるため、予定価格と同価で受注できるのであれば入札しようと判断されることが多いと考えている。
・予定価格が事前公表されていて、不確定要素が多いため予定価格近くで入札してくるということであるが、市は予定価格に幅を持たせることはあるのか。その場合、金額の設定は妥当であるのか。 予定価格が低すぎると不確定要素に対応できないし、高すぎると競争性が失われることにならないか。	・予定価格に余裕は持たせておらず、基準に基づき積算したものを予定価格として設定している。 業者側からすれば、不確定要素がある中で安く見積もってしまうと、不測の事態に対応できない可能性がある。手持ちの案件があまりなければ、その間の繋ぎとして、安くても市の業務を受注しておきたい場合や、後にその業務に関連した案件が発注されるのであれば受注してもいいと判断する場合等、様々な考えの元で入札してきている。

・業者から見ると、市の予定価格が低いとされていて、案件によっては応札なしで不調となる場合も考えられる。これにより工事の施工に遅れが生じるようであれば、予定価格を高くすることを検討する必要があるのではないか。 今のところ、落札者がおらず工事に支障が出ているということはないか。	・令和６年度に不調が続き、工事に支障が出るという事態が発生したため、業者にアンケートを実施した結果、高松市の予定価格が低いこと、近場であれば受注する、等の意見をいただき、当初の予定よりも１年遅れで契約締結に至った案件もある。 今年度は不調となったものの、工期の遅れは生じていない。 今後、不調が続くようであれば積算方法の見直しも検討する必要がある。
「大島港改修工事（１０工区)」 ・落札決定後の辞退により随意契約とする経緯があった案件であるが、辞退した業者が落札した際、今回随意契約の相手方となっている業者は応札していたか。 応札していた場合、順位は何番目であったか。	・落札決定後辞退のあった案件については辞退した業者と、今回の随意契約先の２者応札であった。 ただし、次点の業者と契約したということではなく、落札決定後の辞退であったため、その案件は一旦中止という扱いとした。 新たな発注方法を検討した際、工期が迫っていること、一般競争入札での応札が２者であり、残る１者が大島港の現場を熟知している業者であることから随意契約とした。
・最初の一般競争入札が３者以上の応札であった場合は、次順位が今回の随意契約先の業者であれば、この業者に随意契約するのか。	・３者以上応札がある場合は、随意契約とはせず、再度一般競争入札に付すことが原則である。
・これまでの話によると、今回の業者推薦理由は一般競争入札の際に応札していた業者であるためということであったが、業者推薦理由書によると、「大島港改修工事（９工区)」を施工しているからとなっている。	・工期がタイトになっている状況を考えると、「大島港改修工事（９工区)」を施工し、地元関係者や漁協との調整をこれまで行っている実績が随意契約の理由になると考えた。

・他の工区でも、今回の随意契約先以外の業者も入札に参加していると思うが、その中で、この業者を推薦した理由は、一般競争入札に参加していたからなのか。	・当該工事は、令和４年度から行っている事業で、当該業者はこれまで発注した６案件中５件に応札している。 海上施工を含む工事で、船の調達が１つの課題となり、応札数が少ない傾向にあるが、本件は落札決定後の辞退があったために工期が非常にタイトになった。他に応札してきた業者は１者であったため、その業者の実績や施工能力を鑑みると、当初の計画通り施工できる業者は本業者のみであると判断し、１者随契に至った。
・一般競争入札の際に落札時の金額が公表されているため、随意契約先の業者は、この工事の金額を把握した上で入札をしている。 随意契約の際の金額は一般競争入札の時から見直しているか。	・工事価格は単価の入替えにより若干上がっている。競争時よりは業者も高めに積算を出してきているが、工期が圧縮されていることも影響していると思われる。
・事前に金額がある程度分かっている中で、今回の契約金額がどの程度適切であるのかが気になる。	・前回の入札金額に若干上乗せしている程度の金額であり、その上乗せ分は工期が短縮されたことに対する金額としては適正な範囲であると考える。
・本委員会の随意契約の資料を見ていると、最初に高い金額を提示してきて、段々と金額を下げて予定価格付近で落札、となることが多いが、今回に関しては特別な事情があったことからこのように１回目の入札で予定価格ぎりぎりで応札し、落札となったのか。	・今回は、これまで説明した特殊な経緯から、予定価格をある程度推測できていた案件であったと思われる。